

補助金の受給手続きの流れ

建売住宅用

※検査済証の発出日の属する年度の翌年度の末日までに引渡しができる住宅が補助対象です。

事業者

工事着手～完成～売買

申請書

① 売買契約後、引渡し前までに申請

添付書類

- (1) 売買契約書等のコピー
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 建築基準法に基づく検査済証のコピー
- (4) その他、補助対象設備ごとに必要となる書類

(約10日間)

② 交付決定通知

※交付決定通知を受領してから引渡しをしてください。

交付決定
通知書

計画変更
承認申請書

※申請内容を変更・中止する場合は事前に申請が必要

③ 年度内（令和8年3月31日まで）に引渡し完了

実績報告書

④ 引渡し完了後、速やかに、かつ、年度内に実績報告

(年度内: 令和8年3月31日まで)

請求書

添付書類

- (1) 領収書のコピー
- (2) 住宅の引渡し日がわかる書類(鍵の受領書のコピーなど)
- (3) マイナンバーの記載がない住民票の写し(コピー不可)
- (4) その他、補助対象設備ごとに必要となる書類

⑤ 実績報告の後、3～4週間後に振込み

※振込みに際して、通知はありません。

刈谷市役所
環境推進課

申請者

書類の作成に当たっては、各書類の「記入例」や設備ごとの「添付書類の留意事項」を必ずご確認ください。